

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和元年十月三日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 送達を受けるべき者

土地登記名義人（亡）大山清相続人（相続人不明）

二 送達すべき書類の名称

県営広域営農団地農道整備事業備北南部地区及び同備北南部二期地区に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

1 収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		収用する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県三次市東酒屋町字大成	一〇二〇六番三	山林	山林	六三六	六三六・四〇	六三六・四〇

2 使用の部分に関する事項

なし

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、令和元年十月二十四日に、その書類の送達があったものとみなされます。